

協会レビュー 2016 年第 5 号

特 集 ejob 事業（試行）がスタートしています

ejob（イージョブ）事業は、認定都市プランナー制度とともに、当協会が力を入れている取り組みのひとつです。自治体が発注した都市計画コンサルタント業務について、業務の成果を発注自治体が評価し、優良と評価された業務はデータベース化され、インターネット上で公表するものです。つまり、会社及び担当者にとって、業務実績を対外的にアピールできる手段が設けられたのです！

本号では、ejob 事業を会員企業の皆様が積極的に活用いただくために、事業の仕組みやメリットなどをご紹介します。以下は、「優良業務登録事業運営委員会準備会」メンバーの佐野雄二様（株式会社 アルテップ（当協会会員））に執筆いただきました。（編集部 津端）

1. ejob 事業とは

当協会に所属する企業の皆さまの中には、既に都市計画コンサルタント優良業務登録事業（略称：ejob 事業）について理解いただいている方も多いと思います。ejob 事業は（公社）日本都市計画学会、（公財）都市計画協会、認定特定非営利法人日本都市計画家協会と（一社）都市計画コンサルタント協会の4団体の協力により、平成25年度より実施している事業です。

ejob 事業を一言でいえば、『自治体が発注する都市計画コンサルタントの業務の中でも、発注自治体に優良と評価されたものを登録・公表することにより、都市計画コンサルタント業務の質的向上及び自治体における適切な業務発注の利便を図るもの』であります。

本事業の詳細は、（公財）都市計画協会ホームページでご覧いただけますので、ぜひ一度ご確認ください。

ココをクリック！



本事業の詳細は、（公財）都市計画協会ホームページのトップページからバナー「ejob 都市計画コンサルタント優良業務登録事業」をクリックするとご覧いただけます。

(<http://www.tokeikyou.or.jp/touroku.html>)



2. ejob 事業のねらい

本事業のねらいについて、コンサルタント、自治体双方のメリットという視点からもう少しわかりやすく整理しました。下表をご覧ください。

コンサルタントにとってのメリット	自治体にとってのメリット
○自社の業務実績をデータベースに登録し、営業ツールとして活用 ・ejob 事業のホームページで「優良業務一覧」が公開されます。実施業務が「優良業務一覧」に記載されれば、営業職を持たない企業にとって効果的な情報発信の機会となり、有効な営業手段となります。 ○優良業務一覧には、担当者名も記載、個人の実績アピールとしても活用 ・☆のついた優良業務の記載事項には、業務担当者の名前も記載されます。当然、ホームページでも公開されますので、個人の実績を広くアピールすることも可能です。	○発注自治体が、経験の少ない分野の業務を発注する際の手がかり ・自治体が発注実績の少ない業務分野の案件を発注するとき、当該業務に精通するコンサルタントにはどんな企業があるのか、そのコンサルタントの過去の仕事ぶりはどうだったのかなどが「優良業務一覧」から把握できます。

①都市計画実務専門家認定・登録制度の登録更新の審査基準との連携

また、本年よりスタートしました都市計画実務専門家認定・登録制度（認定都市プランナー）制度においても ejob 事業と連携しています。

○都市計画実務専門家認定・登録制度の登録更新の審査基準との連携

- ・認定都市プランナーおよび準都市プランナーの登録更新審査基準には「ejob 事業の業務評価で☆印を得た業務の主担当技術者は、1 件当たりのCPD単位数を20単位とみなす。」と記載されています。このように ejob 事業において評価された業務担当者への優遇が用意されています。

②国交省でも本事業の進展を期待

国土交通省都市局都市計画課が検討を行った「都市計画関連ビジネスの新たな展開に関する検討とりまとめ（平成27年3月）」の中でも、地方公共団体等のニーズに適した都市計画業務パートナーとなる都市計画実務専門家を探す仕組みを整備する重要性が述べられており、本事業の進展が期待されています。

3. 昨年度の成果（実績）

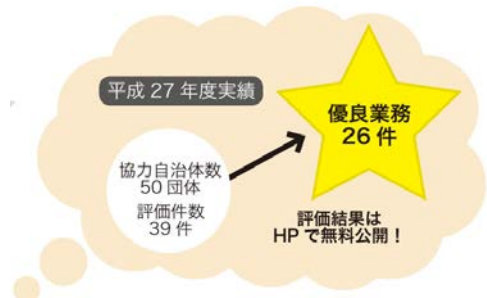
本業務は、2015年10月から試行を開始しました。昨年度は50自治体（6件、8政令市、7特別区、36市、1町）の参加表明のもとで、11コンサルタント会社から計44業務の評価依頼がありました。そのうち26業務を優良業務として登録・公開しました。

4. ぜひ皆様のご協力・ご活用をお願いします

昨年度からスタートした本事業は、平成 28 年 9 月 2 日現在 63 自治体のご参加を頂いており、日に日にご参加いただける自治体は増えつつあります（自治体名は次ページの一覧表参照）。

本事業のさらなる拡大のためには、新たな自治体の協力、コンサルタントの皆様の協力が欠かせません。そこで、具体的には以下の 2 点についてご協力をお願いいたします。

■平成 27 年度の実績



①自治体へ本事業に対する協力の呼びかけをお願いします

本事業は、事業の主旨をご理解いただき、事業にご協力いただける自治体なしには成立しません。運営委員会準備会でもこれまで様々な方法で自治体への協力をお願いしてきましたが、さらなる協力自治体数の拡大が求められます。業務を通じて自治体との関わりが深いコンサルタント企業からの呼びかけも非常に有効な手段の 1 つですので、機会がありましたら本事業の紹介や協力の呼びかけをお願いします。

都市計画コンサルタントの皆様で、次ページの「ejob 事業にご協力を表明していただいている自治体一覧」に未掲載の自治体への評価依頼を希望する方は、運営委員会準備会までお気軽にご連絡ください。自治体への働きかけは、正式には運営委員会から依頼状を送る形で行っています。自治体関係部局の協力の了解を得る手順をどのように進めるかは個別に検討する必要がありますので、まずは事務局にご相談下さい。

②多くの業務評価依頼を積極的にお寄せください

本事業は昨年度にスタートしたばかりです。そのため、まだまだデータベースに登録された業務の数は多くありません。データベースの活用価値を高めるためには、登録事業を増やしデータベースの充実を図ることが重要です。まだ事業評価を受けていない都市計画コンサルタントの皆さまの積極的な参画をお願いいたします。

5. 平成 28 年度も試行実施中、『秋に第二次受付を行います！』

本年 4 月 15 日～6 月 30 日を第 1 次受付期間として、平成 26 年度又は 27 年度に完了した業務を対象に、業務評価依頼の受付を実施し、33 件の業務評価依頼を受付けました。

第 1 次受付期間を逃してしまった方も、秋に第 2 次受付を実施する予定です。第 1 次受付以降にも新たな協力自治体も増えていますので、定期的にホームページのチェックをお願いします。当協会のホームページ等でも積極的に情報発信を行ってまいります。



■ ejob 事業にご協力を表明していただいている自治体一覧（平成 28 年 9 月 2 日現在）

自治体		関係部局	
群馬県		県土整備部都市計画課	
神奈川県	*	県土整備局 都市部各課、建築住宅部住宅計画課	
長野県	*	建設部都市・まちづくり課	
静岡県		交通基盤部 都市局 都市計画課	
愛知県		建設部都市計画課	
鳥取県		県土整備部	
青森県	弘前市	都市環境部	
	八戸市	都市整備部都市政策課	
岩手県	久慈市	総合政策部	
福島県	郡山市	都市整備部都市計画課	
埼玉県	さいたま市	都市局	
	川口市	都市計画部、都市整備部	
	熊谷市	都市整備部	
	八潮市	*	都市デザイン部
	春日部市	*	都市整備部
	所沢市	街づくり計画部	
	毛呂山町	まちづくり整備課	
	戸田市	都市整備部	
	深谷市	都市計画課	
	越谷市	都市整備部都市計画課	
	川越市	都市計画部都市計画課、都市景観課、都市整備課、交通政策課、建築指導課、開発指導課、川越駅西口まちづくり推進室、新河岸駅周辺地区整備事務所	
千葉県	浦安市	都市整備部 都市計画課	
東京都	千代田区	*	環境まちづくり部
	練馬区	*	都市整備部
	葛飾区	*	都市整備部
	足立区		都市建設部
	墨田区		都市計画部、都市整備部 立体化推進担当
	港区		街づくり支援部
	江戸川区		都市開発部
	八王子市		都市計画部
	武蔵野市		都市整備部
	国分寺市		都市建設部
神奈川県	相模原市	*	企画部、環境共生部、まちづくり計画部、まちづくり事業部
	横須賀市		都市部
	藤沢市	*	計画建築部、都市整備部
	小田原市		都市部

（次ページへ続く）



	逗子市	環境都市部
	三浦市	全部局
	平塚市	まちづくり政策部、都市整備部
	茅ヶ崎市	経済部拠点整備課
	座間市	都市部
新潟県	長岡市	都市整備部
富山県	富山市	都市整備部
石川県	金沢市	都市整備局
長野県	長野市	都市整備部都市計画課、市街地整備課、公園緑地課、まちづくり推進課
	松本市	都市政策課
	塩尻市 *	建設事業部
静岡県	静岡市	都市計画部
	浜松市	都市整備部都市計画課
	伊豆市	建設部都市計画課
	富士宮市	都市整備部都市計画課
岐阜県	多治見市	都市計画部都市政策課
愛知県	小牧市	都市建設部都市政策課、みどり公園課、区画整理課
三重県	津市	都市計画部
京都府	舞鶴市	建設部都市計画課
	城陽市	東部丘陵整備課
大阪府	堺市	都市計画部
和歌山県	白浜町	総務課企画政策係
島根県	大田市	都市計画課
岡山県	岡山市	都市整備局
福岡県	北九州市 *	建設局、上下水道局、建築都市局
熊本県	熊本市	都市政策課、都心活性推進課、開発景観課
沖縄県	うるま市	総務部総務課

注1 この表は、新規に自治体から協力表明をいただいた時点で逐次更新されます。

注2 *印のある自治体に評価依頼される場合は、留意事項をお伝えしますので、予め事務局にご連絡下さい。

協会レビュー 2016年第5号（平成28年9月発行）

発行元 一般社団法人都市計画コンサルタント協会

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目二番一八号 ハイツニュー平河3F

Phone 03-3261-6058 Fax 03-3261-5082 E-mail info@toshicon.or.jp

Website <http://www.toshicon.or.jp/>

編集責任者 須永和久